

## 東京電力(株)八汐ダム（塩原発電所）等の水利使用 許可に係る報告徴収及び立入検査について

### 記者発表資料

東京電力株式会社から去る1月24日に水力発電関連施設に係る報告がありました。当該報告を精査する中で、①八汐ダム・蛇尾川ダムの流入量の報告データの不適切な取扱い、②八汐ダムに係る同ダムの地下への浸透防止対策工事を河川法第26条第1項の許可を得ずに行っていたこと、③葛野川ダムの漏水量の報告データの不適切な取扱いが判明しました。このため、河川法第78条第1項に基づき、報告徴収を行うとともに八汐ダム及び葛野川ダムの立入検査を実施することとしました。

平成19年1月30日（火）  
国土交通省 関東地方整備局河川部

#### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ  
埼玉県政記者クラブ  
横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会  
山梨県政記者クラブ  
栃木県政記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部		
〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	水政調整官	(内線) 3515
さいたま新都心合同庁舎2号館	水政課長	(内線) 3551
電話(代表) 048-601-3151	河川環境課長補佐	(内線) 3652
(水政課夜間直通) 048-600-1334		
(河川環境課夜間直通) 048-600-1336		

(別添)

(1)既に報告のあったダムで、不適切な取扱いのデータの種類が新たに判明したもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	東京電力(株)	那珂川	塩原	八汐ダム	栃木	流入量	H6~H17
2	東京電力(株)	那珂川	塩原	蛇尾川ダム	栃木	流入量	H6~H17
3	東京電力(株)	相模川	葛野川	葛野川ダム	山梨	漏水量	H10~H11

(2)河川法の手続に不適切な取扱いが新たに判明したもの

番号	電力会社名	水系名	発電所名	所在都道府県名	主な調査対象行為
1	東京電力(株)	那珂川	塩原	栃木	・八汐ダムに係る地下への浸透防止対策工事

(3)報告徴収について

・上記(1)、(2)について、経緯、ダムの安全性に関する諸データ、再発防止策等について、河川法第78条第1項に基づき報告を求める。(期限:平成19年2月14日)

(4)立入検査の概要

番号	電力会社名	ダム名	立入検査の日時	立入検査担当官
1	東京電力(株)	八汐ダム	平成19年1月31日10:30~	常陸河川国道事務所 副所長
2	東京電力(株)	葛野川ダム	平成19年1月31日 9:30~	京浜河川事務所 管理課長

(参考)H19. 1. 24までに報告のあったもの(塩原発電所・葛野川発電所)

番号	電力会社名	水系名	発電所名	ダム名	ダム所在府県名	データの種類	時期
1	東京電力(株)	那珂川	塩原	八汐ダム	栃木県	放流量	H6~H17
						堆積量	H6~H17
						水位	H6~H13
2	東京電力(株)	那珂川	塩原	蛇尾川ダム	栃木県	放流量	H6~H17
						堆積量	H6~H17
						水位	H6~H13
3	東京電力(株)	相模川	葛野川	葛野川ダム	山梨県	堆砂量	H12~H16
						水位	H10~H11
						流入量	H10~H11
						放流量	H10~H11
						揚圧力	H10~H11